

新 旧 対 照 表

新	旧
<p data-bbox="232 209 1066 244">宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="181 308 450 339">第1条～第18条 略</p> <p data-bbox="264 421 353 453">附 則</p> <p data-bbox="188 459 1117 679">                     1 この要綱は、令和5年10月20日から施行し、同年8月28日から適用する。                      2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第7条、第14条、第15条並びに第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。                 </p> <p data-bbox="264 727 353 759">附 則</p> <p data-bbox="239 766 853 798"><u>この要綱は、令和5年12月27日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1196 209 2029 244">宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1144 308 1413 339">第1条～第18条 略</p> <p data-bbox="1225 421 1314 453">附 則</p> <p data-bbox="1151 459 2080 679">                     1 この要綱は、令和5年10月20日から施行し、同年8月28日から適用する。                      2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第7条、第14条、第15条並びに第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。                 </p>

別表第1 (第3条関係)

事業区分	対象事業	補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助限度額
施設整備事業	測量・設計費	公益財団法人日本陸上競技連盟が規定する公認陸上競技場(第3種)の認定を受けるために必要な改修工事に伴う測量・設計に要する費用(基本設計は除く。)	宿毛市	宿毛市	2分の1以内 ※ただし、市町村事業費に国庫補助事業等による特定財源(地方債及び他市町村負担分を除く。)が充当されている場合は、当該特定財源を除いた額の2分の1	5,137,000円
	工事費	<u>公益財団法人日本陸上競技連盟が規定する公認陸上競技場(第3種)の認定を受けるために必要な改修工事に要する費用</u>				179,950,000円

別表第2 (第6条関係) 略

別表第1 (第3条関係)

事業区分	対象事業	補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助限度額
施設整備事業	測量・設計費	公益財団法人日本陸上競技連盟が規定する公認陸上競技場(第3種)の認定を受けるために必要な改修工事に伴う測量・設計に要する費用(基本設計は除く。)	宿毛市	宿毛市	2分の1以内 ※ただし、市町村事業費に国庫補助事業等による特定財源(地方債及び他市町村負担分を除く。)が充当されている場合は、当該特定財源を除いた額の2分の1	5,137,000円

別表第2 (第6条関係) 略

